

Therapeutic Jurisprudence Journal

治療的司法ジャーナル
第3号



SEIJO UNIVERSITY
Research Center
for Therapeutic Jurisprudence

成城大学治療的司法研究センター

2020年3月

《巻頭言》

第3号刊行に寄せて 指宿 信 1

《論説》

アメリカの刑事収容施設における教育プログラムの提供と The Inside-Out Prison Exchange Program 島 亜紀 (中央大学・成城大学) 2

《講演》

教育を通して刑務所との壁を打ち破ること：The Inside-Out Prison Exchange Program レイコ・ヒリアー (米国ルイス・アンド・クラーク大学) 9
訳：佃 陽子 (成城大学)

《海外短信》

NADCP (ドラッグ・コート専門家会議) レポート 丸山 泰弘 (立正大学) 16
A Letter from Berkeley 丸山 泰弘 (立正大学) 19

治療的司法研究センター 2019 年活動記録 i

論文執筆要綱 ii

執筆者一覧

編集後記

《巻頭言》

第3号刊行に寄せて

センター長・法学部教授 指宿 信

2017年春に治療的司法研究センターを立ち上げて、この春で3年を迎える。研究機関ということで、成果公表は不可欠であるからジャーナルの刊行を始めた。何とか3冊目の刊行を果たすことができる。これで今後は学術論文の検索などにもヒットするようになると期待される。そうすれば、外部の方からの投稿も増えてジャーナルとして一人前に成長できるのではないかと思うこの頃である。

さて、2019年度、当センターは大きなイベント類を実施せず、学生サポーターの学びを支援したり、名城大学のコミュニティカレッジに治療的司法関連の講座を開講して地域にセンターやセンターに所属する客員研究員らによる日常の活動の意義を伝えていくといった、どちらかといえば地味なプログラム、プロジェクトを中心に展開してきた。この間、巷では芸能人の薬物事件が大きな注目を集めていたが、そうした事件の報道やネットの情報の中には厳罰化を問い直すような内容も見かけるようになった。以前とはだいぶ反応の質的な差があるように思ったのは私一人ではないだろう。

また、加害者家族に対する支援が少しずつ広がってきたのも見逃せない動きではないか。テレビ金沢という地方局が「治療か刑罰か」を問題にする番組を制作し私も番組に協力をした。ローカル局がこうした問題意識を持つようになったのも社会の変化と言えるだろう。それから、映像作家の坂上香さんが島根あさひ社会復帰促進センター（PFI 刑務所）を舞台とする受刑者のグループワークに初めてカメラを持ち込んだ「プリズン・サークル」を完成させたのは意義深い。再犯防止や受刑者の社会復帰についてメディアを通じて考える機会が増えれば社会の意識も変化すると期待できよう。

そうは言っても、窃盗症の被告人の再犯事件では相変わらず治療よりも処罰を優先する判決が出たり、日本弁護士連合会による死刑廃止を目指す動きに対する激しい反発が見られるなど、まだまだ日本が厳罰志向の強い社会であることは否定できない。

2020年4月には国連犯罪防止会議が京都で開催されるため世界中から刑事司法関係者が日本にやってくる。この国で、加害者を切り捨てて加害者遺族を叩くことで処罰感情を満たすような風潮に抗うことのできる確固とした刑事司法であるにはどうすれば良いのか。そこに治療的司法論はどうコミットメントできるのか、問われる年になりそうである。

今後もセンターの発信手段の1つとして、治療的司法に関わるさまざまな情報や調査研究の成果を当ジャーナル誌上でお届けしていきたい。

《論説》

アメリカの刑事収容施設における教育プログラムの提供と
The Inside-Out Prison Exchange Program

島 亜紀 (中央大学研究開発機構・
成城大学治療的司法研究センター)

1. はじめに

本稿の目的は、受刑者と社会を繋ぐ教育プログラムとして米国を中心に広がっている The Inside-Out Prison Exchange Program(以下「Inside-Out プログラム」と記す)を紹介し、日本の刑務所における改善指導の1つとして、このプログラムを導入する可能性について検討することにある。

旧監獄法から刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、刑事収容施設法)への法改正とその施行から13年が経過し、改善指導や教科指導の内容の充実が図られてきているが、取り組むべき課題も明らかとなってきている(澤田、2006; 富山、2018)。特に、改善指導プログラムが多様化すれば、それらの指導を行う専門家の多様性もより一層求められることになる。したがって、刑事収容施設法にも盛り込まれたように(第90条)、矯正処遇の充実を図るためには、社会の関係機関との連携や民間人の活用が不可欠である。

筆者は、この社会連携の1つとして、大学が教育機関として矯正処遇に貢献しうる可能性を模索したいと考えている。もちろん、これまでにも個々人のレベルでは、大学教員が専門家として矯正処遇に関わることはあったが、ここで考えているのは、大学が高等教育機関として受刑者の教育や社会復帰、さらにはプログラムを通じたシティズンシップ教育のために果たしうる役割であり、その可能性である。以下では、まずアメリカにおける刑務所や教育提供に関する現状を概観したうえで、Inside-Out プログラムの紹介を行い、最後に日本の矯正処遇におけるプログラムの実現可能性と導入に向けての課題について検討したい。

2. アメリカの現状

アメリカにおいて矯正保護の対象となっている者の総数は、図1のとおり約661万人(2016年)である。このうち、刑務所や拘置所に収容されている者の数は、2016年で216万人(刑務所収容者数は150万人)であり、人口に対する受刑者の割合は582人/10万人を

占めている(Bureau of Justice Statistics、2018b)。このようにアメリカは、人口に対する収容者数が世界で最も多い国であり(Institute for Criminal Policy Research、2019)、いかに収容者の数を減らすかが国家的な課題となっている。比較として、日本の矯正保護対象者の総数は、図2で示すとおり2016年では約9万人である。そのうち刑事施設の収容者の総数は5万6,000人、受刑者数は4万9,000人であり、人口比は44人/10万人である(法務省、2016)。

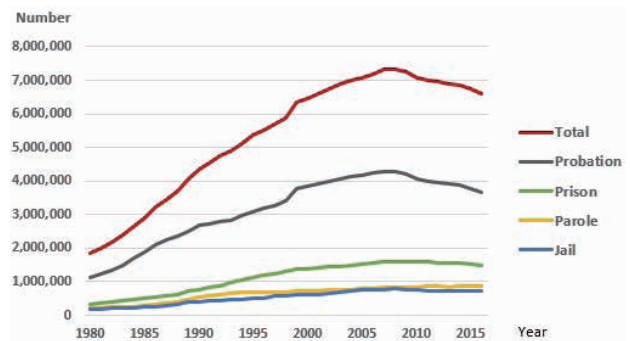


図1 アメリカにおける刑務所・拘置所収容者 / 保護観察・仮釈放中の者の数

出典: Bureau of Justice Statistics, Annual Survey of Jails, Annual Survey of Parole, Annual Survey of Probation, Census of Jail Inmates, and National Prisoner Statistics, 1980-2016

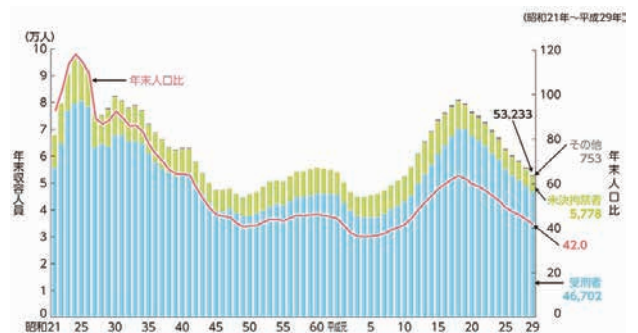


図2 日本の刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

出典: 平成30年版犯罪白書

(参考) 上記出典からの注

- 1 行政統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 「年末収容人員」は各年12月31日現在の収容人員である。
- 3 「その他」は死刑確定者、労務場留置者、引致状による留置者、被監置者及び保護措置の仮収容者である。
- 4 「年末人口比」は人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

特に、アメリカにおける州刑務所における再犯率は、2005年から2014年の9年間の追跡調査によると83%である(9年以内には元受刑者の6人に5人が再犯により「逮捕」されている)(Bureau of Justice Statistics, 2018a)。参考のために、日本において公表されているデータは刑務所への再入率であるため、上記のアメリカの再逮捕率との単純な比較はできないが、5年以内では38.8%、10年以内では47.6%の再入率であるとされている(高橋・竹下・只野、2016)。

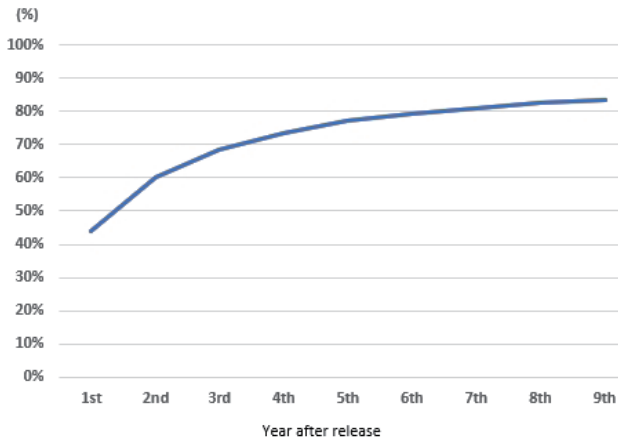


図3 アメリカの30の州刑務所における釈放後の経過年ごとの再逮捕率 (2005年—2014年)

出典: Bureau of Justice Statistics, Recidivism of State Prisoners, Released in 2005; data collection, 2005-2014

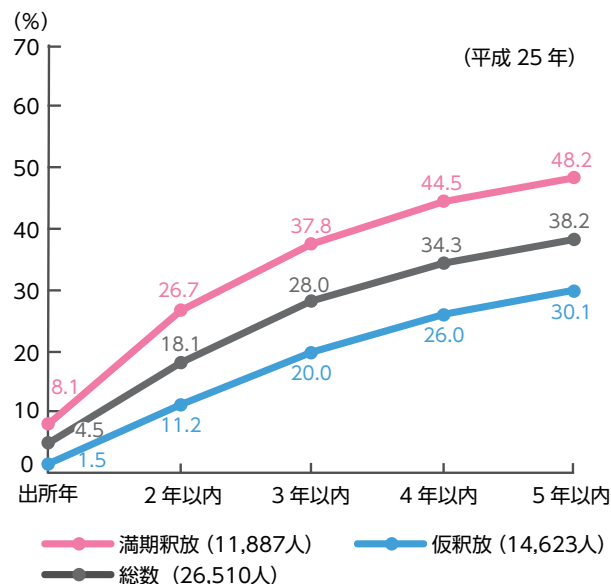


図4 日本における出所受刑者(成人)の出所事由別再入率 ① 5年以内

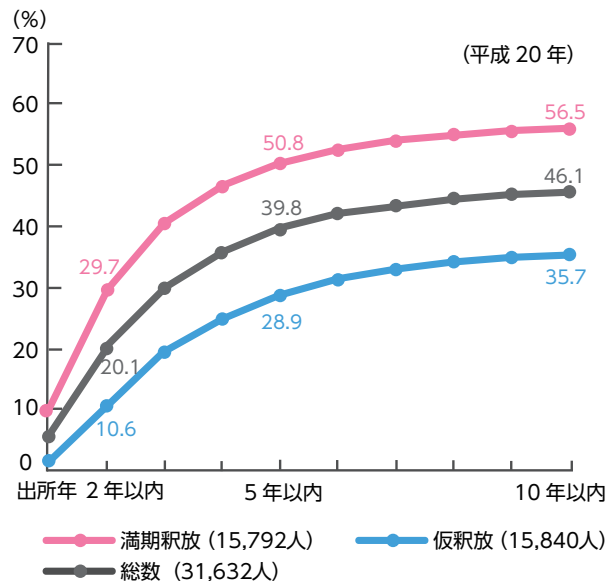


図4 日本における出所受刑者(成人)の出所事由別再入率 ② 10年以内

出典: 平成30年版犯罪白書

(参考) 上記出典からの注

- 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 前刑出所後の犯罪により再出所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
- 3 「再入率」は①では平成25年の、②では20年の各出所受刑者の人数に占める、それぞれ当該出所年から29年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3. アメリカの刑事収容施設における高等教育の提供

3.1. 受刑者と教育レベルとの関係

2.において見てきたように、アメリカにおいては再犯をいかに防ぐかということが、被収容者数を減らすことと同時に非常に重要な課題となっており、そのために効果的な更生プログラムは何かという研究が積み重ねられてきている。その1つとして注目されている研究や実践事例が、(州)刑務所における高等教育プログラムの提供による再犯率の減少に関するものである(Gorgol and Sponsler, 2011; Vacca, 2004; Esperian, 2010; Erisman and Contardo, 2005; Earhart, 2013)。そこで、以下では、まず、受刑者と教育レベルとの関係、また、再犯率と教育レベルとの関係に関するデータを見たうえで、アメリカの刑事施設において提供されている教育プログラムの説明を行うこととする。

受刑者と教育レベルとの関連については多くの研究がある。例えば、図5は州刑務所の受刑者と一般市民の教育達成度合いについて表したものであるが、ほぼ三分の二の受刑者が高校を卒業していないことがわかる。なお、このグラフは1997年と古いものであるが、2009年に発表されたアメリカ司法統計局によるデータでも同様で

ある。一般市民の8割以上が高卒以上の教育を終えていることと比較すると顕著であり、教育の達成度と犯罪との間には負の相関関係が存在すると指摘されている。

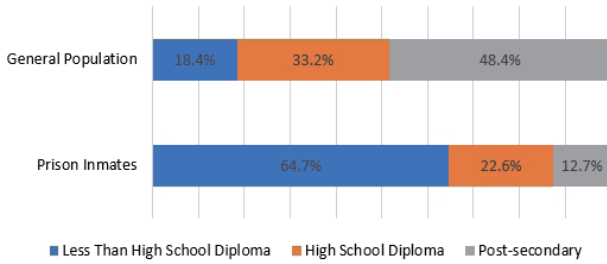


図5 アメリカの州刑務所の受刑者と一般市民の教育達成度

出典: Bureau of Justice Statistics, 2003, Education and Correctional Populations より著者作成

さらに、2016年にアメリカの教育庁によって発表された報告によれば、アメリカにおける多くの研究が、教育によって犯罪が減少する効果があることに言及している。その理由としてあげられているのは、保持している卒業資格のレベルが上がれば賃金も上がり、罪を犯すコストや刑務所で過ごす時間のコストも高くなること、教育は個人をより我慢強くさせ、さらには犯罪傾向そのものを減少させるかもしれないことなどである。社会的コストの面においても、教育に投資をすることが、過剰収容が個人や家族やコミュニティにもたらす重い社会的コストを必要とせずに犯罪を減少させることができると示唆している (Belfield et al. 2006; Reynolds et al. 2001; Heckman et al. 2010)。

3.2. 再犯率と教育レベルとの関係

アメリカ司法統計局によれば、教育レベルの低い受刑者は、教育レベルがより高い受刑者に比べると再犯を起こしやすい傾向があると指摘されている。図6のグラフは、州刑務所における再犯率と教育レベルとの関係を表したグラフである。このグラフからは、高校卒業資格のない州刑務所の受刑者は、高校卒業後の高等教育機関への進学経験のある受刑者と比べると前科がある傾向にあることがわかる。具体的には、受刑者のうち、高卒資格のない者の77%、高卒資格のある者の71%、高等教育への進学経験のある者の66%が再犯者であった (Bureau of Justice Statistics, 2003, p.10)。ただし、このグラフでは大学進学者と大学卒業者とが混在しており、再犯率にはあまり大きな違いが見られないように見える。

そこで、連邦刑務所と州刑務所では対象となる犯罪が異なるため単純には比較できないが、参考までに、連邦

刑務所における再犯率と教育レベルとの関係に関するグラフを図7に示している。このグラフが示すように、連邦刑務所においては、高校卒業資格をもっていない者の再逮捕率は60%であるのに対し、大学卒業資格を持つ者は19%の再逮捕率であり、教育レベルと再逮捕率との間には負の相関関係があることがわかる。

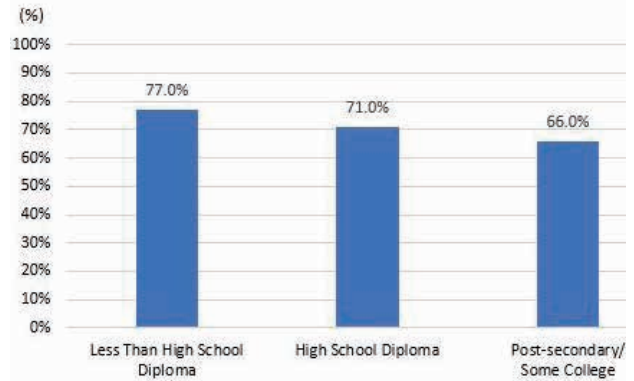


図6 アメリカの州刑務所における教育レベル別の再犯率 (1997年)

出典: Bureau of Justice Statistics, 2003 より著者作成

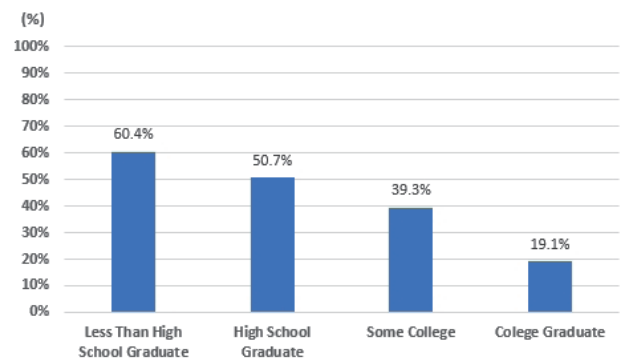


図7 アメリカの連邦刑務所における教育レベル別の再犯率 (2016年)

出典: United States Sentencing Commission, 2016, Recidivism & Federal Sentencing Policy より著者作成

3.3. アメリカの刑事収容施設において提供されている教育プログラム

これまで見てきたように、教育が再犯率の抑止に与える効果に関する研究の影響もあり、アメリカでは様々な教育プログラムが刑務所において提供されてきた。2005年時点でのアメリカの刑務所の数は、州刑務所が約1700、連邦刑務所が約100とされているが (Bureau of Justice Statistics, 2005)、そのうち読み書きや計算などの基礎的な成人教育を含む何らかの教育プログラムが実施されている刑務所は、州刑務所と民営刑務所の90%、すべての連邦刑務所であった。また、高校レベルの教育プログラムが提供されているのは、全連邦刑務

表1 アメリカの州刑務所、連邦刑務所、民営刑務所 (2000年、1995年) と地方刑務所 (1999年) において提供された教育プログラム

Educational programs	State prisons		Federal prisons		Private prisons		Local jails
	2000	1995	2000	1995	2000	1995	1999
With an education program	91.2%	88.0%	100.0%	100.0%	87.6%	71.8%	60.3%
Basic adult education	80.4	76.0	97.4	92.0	61.6	40.0	24.7
Secondary education	83.6	80.3	98.7	100.0	70.7	51.8	54.8
College courses	26.7	31.4	80.5	68.8	27.3	18.2	3.4
Special education	39.6	33.4	59.7	34.8	21.9	27.3	10.8
Vocational training	55.7	54.5	93.5	73.2	44.2	25.5	6.5
Study release programs	7.7	9.3	6.5	5.4	28.9	32.7	9.3
Without an education program	8.8	12.0	0.0	0.0	12.4	28.2	39.7
Number of facilities	1,307	1,278	*	*	242	110	2,819

Note: Detail may not add to total because facilities may have more than one educational program.
 *Changed definitions prevent meaningful comparisons of the numbers of Federal facilities, 1995 and 2000.

出典: BJS, Census of State and Federal Adult Correctional Facilities, 2000 and 1995; BJS, Census of Jails, 1999.

所、州刑務所の80%、民営刑務所の70%であり、大学教育が提供されているのは、連邦刑務所の81%、27%の州刑務所と民営刑務所の27%であった(表1)。また、ほぼ半分の受刑者が何らかの教育プログラムを受講している。

ただし、アメリカにおける刑務所での大学プログラムの提供に対する政府による財政支援は政策判断に大きく左右されてきたため、これまで常に安定して同じプログラムが提供されてきたわけではない(SpearIt, 2016; Inside Higher Ed, 2019)。

4. Inside-Out プログラム

Inside-Out プログラムは、大学の授業の一部を刑務所内の受刑者に提供し、単位を与えるという点で、アメリカの多くの大学によって実践されてきた刑務所における高等教育プログラムの提供であり、教育を通じて受刑者の更生を支援するものである。しかし、他のプログラムとは異なるこのプログラムの特殊性は、中の学生(受刑者)と外の学生(大学生)とが対等な立場で、犯罪と正義について刑務所の中で共に学ぶ点にある(Wyant and Lockwood, 2018; Tanja, 2016)。

1997年にペンシルバニア刑務所とテンプル大学とが1つの基金による支援を受け、15人の中の生徒と15人の外の生徒による1つのクラスから始まったこのプログラムは、今では46の州に広がっており、アメリカだけでなく、オーストラリアやブラジルなど11カ国でもこのプログラムが実施されている。このプログラムを統括するセンターによれば、この20年間で350の大学から派遣された1,000人以上のファシリテーターが刑務所におけるプログラムを実施してきた(The Inside-Out Center)。一方、このプログラムの実施を受け入れている矯正施設は、群の拘置所、州や連邦の刑務所、少年院や地域の矯正施設など、200以上に及んでいる。

その結果、これまでに1,000以上のクラスが提供され、3万8,000人以上の塙の内外の学生がこのクラスを受けてきている。

このプログラムでは、同数の中と外の学生が矯正施設の同じクラスで共に学ぶ。すべての学生は犯罪に関する理論から修

復的司法にいたるさまざまな資料を読み、毎週レポートを書くことになっている。クラスでは、大小のグループに分かれてさまざまなトピックについて議論をする。このとき、「外の学生」は刑事システムに関して彼らが持っているアカデミックな視点を持ち込むことができるし、他方「中の学生」は刑事システムを直接経験した者が持っている視点を持ち込むことができる(Hilinski-Rosick and Blackmer, 2014, p.387)。

当然のことながら、このプログラムの実施にあたって守るべきルールが存在する。例えば、クラスのファシリテーターは、クラスの受講に興味のある中と外の学生全員と対面での適性面接を行い、学生の成熟度、他者の見解に対する寛容さ、グループワークへの関与可能性、プログラムの枠に対する理解とその範囲にとどまる意思について確認することになっている。さらに、クラスではファーストネームだけで呼び合うこと、中の学生は自分が犯した犯罪については話すことはできないとされている(Mishne et al., 2012)。クラスが終了した後に中と外とで関係を続けることも許されていない。

このプログラムを実施するファシリテーターは、1週間のトレーニングを受け、プログラムのカリキュラム、教育理論や基本方針を学ぶ必要がある。核となっているのは、犯罪と正義に関する対話を深め、複雑な話題や問題に人として向き合い、塙の内外の学生同士が相互に経験を共有する感覚を涵養し、視点や人生の方向を変えていくことに対して他人をエンパワーすることに関する学びである。ファシリテーターは、2.5時間×15週の大学カリキュラムを網羅した一週間ごとの指導マニュアルを使ってクラスを実施することになる。ただし、すべてのコースで犯罪と正義の問題を扱うこと以外は、クラスの分野はファシリテーターの専門によって多様であり、例えば、犯罪学、法学、教育学、歴史学、哲学、社会学、ジェンダー学、宗教学、ドラマや映画学などがこれ

まで実施されている (Allred, 2009; The Inside-Out Center)。

最後に、このプログラムが及ぼす効果に関して、「中の学生」にとっての効果を検証したのものとして、Torresら (2005) の女性刑務所における4年間の参加型研究がある。これによれば、プログラムに参加した受刑者は、以前よりも自信を取り戻し、自分がどのように見られているかに関して大きな変化が起き、以前よりも所属感情を持てるようになり、法的なトラブルに関わらずにいられるように思うようになったと回答している (Torre and Fine, 2005)。また、McLaren (2015) は、「外の学生」が最初は「我々対彼ら」と捉える傾向があったのに対し、「コミュニティという感覚や相互尊重」へと変化していくことを指摘している (Maclaren, 2015)。これら以外にも「外の学生」に対する効果については複数の研究が残されているが (Wyant and Lockwood, 2018; Hilinski-Rosick and Blackmer, 2014)、特に、Tanja (2016) による指摘を取り上げたい。彼女は、将来刑事司法システムに関わる専門家を目指している学生にとってこのプログラムが持つ大きな意義に注目する。すなわち、このプログラムは、「彼らが『他者』と捉えていた人々をよく知り、直接の経験とやりとりを通して両方の立場にとって改善しうる刑事司法システムのさまざまなあり方について学ぶという特殊な機会を提供することができる」 (Tanja, 2016, p.51) ののである。

5. 日本における Inside-Out プログラムの実現可能性

5.1. 日本の刑務所における高等教育の提供

2014年から2018年の5年間に於いて、日本の刑務所に新たに受け入れられた総受刑者の教育レベルは、義務教育未終了または不明の者が全体の1.10%、義務教育終了の者が62.20%、高校卒業資格取得者が31.10%、大学を卒業した者が5.60%の割合となっている (法務省, 2018)。これに対し、2010年の国勢調査によって得られたデータによれば、15歳以上の就業者の最終学歴は、義務教育修了者が9.35%、高校卒業資格取得者が41.50%、高等専門学校や短大を含む大学等卒業者が10.38%である。15歳以上就業者の8割以上が高校を卒業していることと比較すると、アメリカと同様に日本においても、高卒資格のない受刑者の割合が非常に高いことがわかる (図8)。

日本の刑務所における補修教科指導については、現在、刑事施設内にある唯一の公立中学校が松本少年刑務

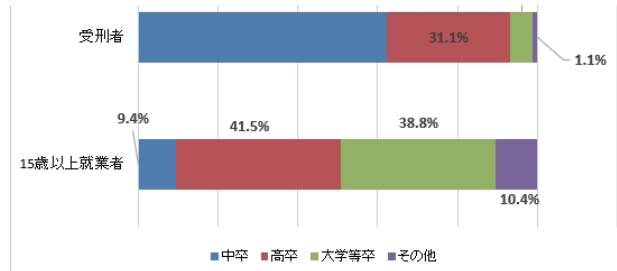


図8 日本の受刑者・15歳以上就業者の教育レベル割合

出典：(上) 矯正統計調査2014-2018の総受刑者と教育レベルデータより著者作成
(下) 2010年国勢調査データより著者作成

所内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者のうち希望者が中学3年生に編入し、地元中学校教諭および職員等が学習指導を行っている。また、義務教育よりもより高度な学力を身につけさせることを通じて社会復帰を図ることを目的とした「特別教科指導」は矯正処遇の1つとして掲げられており、この枠において高等教育を提供することは制度的に保障されている (刑事収容施設法第104条第2項)。運用例としては、松本少年刑務所と盛岡少年刑務所におけるものがある。これは、近隣の高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、教育指導を行う取り組みである (法務省, 2018年)。ただし、少年院における取り組みはより充実しており、義務教育内容の教科指導とともに、2007年からは少年院内における高等学校卒業程度認定試験の実施が開始されている。全49の少年院のうち13庁において「高等学校卒業程度認定試験受験コース」の提供も開始されている (2019年4月開催の子ども・若者育成支援推進課長会議・少年非行対策課長会議合同会議資料より)。しかし、大学機関による教育が実施されているとの報告は見られなかった。

日本における再逮捕者や再入所者と教育レベルとの関係に関する統計については、アメリカにおいて蓄積されてきたようなデータは公開されていない。ただし、上記の松本少年刑務所において義務教育を終了した受刑者は、その再犯率が低いと言われている (清弘誠, 2012)。

5.2. 日本における Inside-Out プログラムの実現可能性と課題

Inside-Out プログラムの効果において見てきたように、このプログラムを通じて受刑者が犯罪と刑事司法について考える機会を持てることは、一般改善指導の目的とされている「生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること」につな

がりうるものであり、刑事収容施設法の受刑者処遇の目的に合うものであろう(法務省、2018年)。

また、プログラムを通じて大学が学生に刑務所内で受刑者と一緒に犯罪や正義に関する問題について考える機会を提供することは、大学生にとってはコミュニティの一員としてそれらの問題を捉え、異なる視点で刑事システムを見直すきっかけを与えるものである。さらに、受刑者を社会の中でどのように迎え入れるのかという社会復帰や社会包摂の問題について、社会の一員として考えるシティズンシップ教育ともなりうるものであろう。

最後に、このプログラムを導入するにあたっての課題について述べたい。まず、前述したように、このプログラムを実施するには指導員研修を受講する必要がある。次に、プログラムの効果測定とデータ公表の必要性である。真に有効なプログラムを実施し改善していくためには、再犯率にとどまらず、受講者のプログラムを通じての変化や更生という観点からの変化を検証することが重要である。日本においてはそのようなデータの測定や公表が十分ではなく、既に行われている教育プログラムの効果に関するデータも公表されていない。このプログラムの検証を可能とするためにも改善が必要である。最後に最も困難だと思われるのが、社会との連携体制の構築であるが、これについては地道に理解者と協力者を増やしていくほかないと考えている。

6. 参考文献

Allred, S. L. (2009). The Inside-Out Prison Exchange Program: The Impact of Structure, Content, and Readings. *Journal of Correctional Education*, 60 (3), pp.240-258.

Bureau of Justice Statistics. (2003). *Education and Correctional Populations*. [Online]. Available at: <https://www.bjs.gov/index.cfm?ty=pbdetail&iid=814> [Accessed 3 October 2019].

Bureau of Justice Statistics. (2005). *Bureau of Justice Statistics (BJS) - Census of State and Federal Correctional Facilities, 2005*. [Online]. Available at: <https://www.bjs.gov/index.cfm?ty=pbdetail&iid=530> [Accessed 27 December 2019].

Bureau of Justice Statistics. (2018a). *2018 Update on Prisoner Recidivism: A 9-Year Follow-up Period (2005-2014)*. [Online]. Available at: <https://www.bjs.gov/index.cfm?ty=pbdetail&iid=6266> [Accessed 2 October 2019].

Bureau of Justice Statistics. (2018b). *Key Statistic: Total correctional population*. [Online]. Available at: <https://www.bjs.gov/index.cfm?ty=kfdetail&iid=487> [Accessed 2 October 2019].

Hilinski-Rosick, C. M. and Blackmer, A. N. (2014). An Exploratory Examination of the Impact of the Inside-Out Prison Exchange Program. *Journal of Criminal Justice Education*, 25 (3), pp.386-397.

法務省. (2016). 平成29年版犯罪白書. [Online]. Available at: <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html> [Accessed 10 October 2019].

法務省. (2018). 平成30年版犯罪白書. [Online]. Available at: <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/mokuji.html> [Accessed 7 October 2019].

法務省. (2018). 矯正統計 新受刑者 18-00-34 新刑者の罪名別教育程度. [Online]. Available at: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250005&tstat=000001012930&cycle=7&year=20180&month=0&stat_infid=000031846890&result_back=1&cycle_facet=cycle&tclass1val=0 [Accessed 2 October 2019].

Inside Higher Ed. (2019). *The Case for Pell in Prisons*. [Online]. Available at: <https://www.insidehighered.com/news/2019/04/22/broad-coalition-puts-focus-lifting-ban-student-aid-prisons> [Accessed 6 October 2019].

Institute for Criminal Policy Research. (2019). *Prison Population Rate*. [Online]. Available at: https://www.prisonstudies.org/highest-to-lowest/prison-population-total?field_region_taxonomy_tid=All [Accessed 25 September 2019].

Maclaren, K. (2015). The Magic Happens Inside Out: A Reflection on the Transformative Power of Self-Expression and Dialogical Inquiry in Inside-Out Prison Exchange Courses. *Mind, Culture, and Activity*, 22 (4), pp.371-385.

Mishne, L. et al. (2012). Breaking down barriers: Student experiences of the Inside-Out Prison Exchange Program. *Undergraduate Journal of Service Learning and Community-Based Research*, 1, pp.1-14.

澤田健一. (2006). 新法における改善指導について(その1). *刑政*, 117 (1), pp.88-94.

清弘誠. (2012). *塀の中の中学校 [DVD]*. 日本: TBS.

SpearIt. (2016). The Return of Pell Grants for Prisoners? *papers.ssrn.com*. [Online]. Available at: <https://papers.ssrn.com/abstract=2814364> [Accessed 6 October 2019].

Tanja, C. L. (2016). Breaking down barriers: Review of an Inside/Out prison exchange program in a jail setting, Part 1. *Journal of Prison Education and Reentry*, 3 (1), pp.50-55.

The Inside-Out Center. *The Inside-Out Center*. [Online]. Available at: <http://www.insideoutcenter.org/> [Accessed 6 October 2019].

Torre, M. E. and Fine, M. (2005). Bar None: Extending Affirmative Action to Higher Education in Prison. *The Journal of social issues*, 61 (3), pp.569-594.

富山聡. (2018). 矯正処遇の意義と現状. *刑法雑誌*, 57 (3), pp.423-440.

United States Sentencing Commission. (2016). *Recidivism Among Federal Offenders: A Comprehensive Overview*. [Online]. Available at: <https://www.ussc.gov/research/research-reports/recidivism-among-federal-offenders-comprehensive-overview> [Accessed 2 October 2019].

Wyant, B. R. and Lockwood, B. (2018). Transformative Learning, Higher Order Thinking, and the Inside-Out Prison Exchange Program. *Journal of Correctional Education*, 69 (3), pp.49-67.

《講演》

教育を通して刑務所との壁を打ち破ること： The Inside-Out Prison Exchange Program

レイコ・ヒリアー
(米国ルイス・アンド・クラーク大学)
訳：佃 陽子

はじめに

今日は皆さんに、インサイド-アウト刑務所交流プログラム (Inside-Out Prison Exchange Program。以下「インサイド-アウト・プログラム」と略記) の授業を教えた私自身の経験をお話いたします。この授業は、地域の刑務所において、大学生と受刑者の学生が一緒にのクラスで学ぶというものです。1997年にアメリカ合衆国テンプル大学で設立された非営利団体 Inside-Out は、このユニークな教育アプローチの研修を行い、現在この研修を受けた何百人もの大学教員が、アメリカをはじめ世界で3万人を超える学生に授業を行っています。Inside-Out の使命は、更生の場において、大学生と受刑者が社会的な垣根を乗り越え、お互いを平等な仲間として交流する機会を与えることによって、犯罪、正義、自由、不平等、社会運動についての対話を深めることです。

インサイド-アウト・プログラムの概要

今日は、まず、アメリカにおける刑務所制度の背景を簡単にお話し、次に、インサイド-アウト・プログラムについての概要をお話します。そして残りの時間で、私自身の経験から、このプログラムが持つ、教育と政治の両方に対する革命的な可能性についてお話します。

アメリカ合衆国は世界のどの国よりも、その国民を収監しています。アメリカの人口は世界全体の5%ですが、アメリカにおける囚人の数は、世界全体の囚人の数の約25%にのぼります¹。アメリカで囚人の数は1972年に20万人でしたが、現在では200万人を超えており、未曾有の膨大な数の囚人で溢れかえった刑務所は、各州に深刻な経済的負担を強いています²。こうした囚人数の急激な増加は「大量投獄」「刑務所ブーム」「刑務所産業複合体」「監獄国家」などと呼ばれ、批判されています。近年になってこうした現象は公民権にとって重大な問題とみなされるようになりました。なぜなら、膨大な数の人々を収監することは、貧しい人々や非白人の人々から人間性を奪い、すでに社会から疎外されているコミュニティを傷つけ、公共の安全性の向上に失敗しており、教

育や医療制度から必要な財源を奪っているからです。大量投獄を促す最も強大な力の1つは、人を収監することは当然かつ普遍的なことで、避けられないと認識されてきた、まさにその事実なのです。

私は、刑事司法制度を批判的に研究する者として、その政治的な関わりを教育に結び付ける方法を探求する中で、インサイド-アウト・プログラムにたどり着きました。個人への尊厳に基づく学習のコミュニティの一部になりたい、理論と実践を結び付けたいという思いからインサイド-アウト・プログラムに関わるようになったのです。人間は、人間自身がこれまで行ってきた最悪の行為よりもより良い存在であると、私は信じています。そして、私は歴史研究者として、私たちの現在の世界はあたりまえのものではなく、人間の決定による結果に基づくものと考えます。私たちの暮らす世界がどのようにして現在のようになったのかを理解することが、歴史研究者としての私の仕事なのです。

ただ、私の考えは典型的なアメリカ人の考えではないことを付け加えておきます。アメリカでは刑務所の増加や警察の軍隊化に反対する社会運動が起こりつつある一方、アメリカ主流社会の中心を長い間占めてきたのは、犯罪に対する恐怖と公衆の安全を切望する声であり、皮肉なことに、それらは指導的地位にある人々が政治的利益のために煽動してきたものなのです。

刑務所制度と人種差別

現在の刑務所制度に反対する、最も急進的な人々は、自分たちのことを「アボリショニスト」と呼びます。これは、もともと19世紀の奴隷制廃止論者を指す言葉です。刑務所制度を批判するすべての人々がこの「アボリショニスト」を自称するわけではありませんが、奴隷制度と現在の刑務所制度には重要な共通点があります。それらはともに、アメリカの刑事司法制度における人種差別であり、変えるのが難しく強固に見える制度なのです。また、社会的・経済的問題を解決する方法として、人を収監したり罰したりするのではない手段を作り出すため

には、これまでにない想像力が必要とされるという点で共通しています。大量投獄は当然で避けられないかのように見える、1つの完璧な現象の例です。しかし、歴史を紐解けば、それが広がったのは比較的最近のことだとわかります。

アメリカにおける大量投獄の現状

それでは、統計データを見ながら、アメリカにおける大量投獄の現状についてお話しいたします。世界各国の中で、アメリカにおける収監率は驚異的に高いのです。アメリカでは人口10万人あたりの収監率は716人であるのに対し、ヨーロッパで最も収監率の高いイギリスでも147人です³。ちなみに、アメリカにおける収監率は、例えば、南アフリカやロシア、中国などのヨーロッパ以外の国々と比べても高いのです。結果として、アメリカの刑務所は囚人で過密状態になります。最近では、刑務所の極端な過密状態が非人道的であるという判断から、連邦最高裁判所がカリフォルニア州に囚人の数を減らすよう命じたこともありました。しかし、過密状態を解決するために実際に行われているのは、囚人を減らすことではなく、むしろ新しい刑務所を建設することなのです。

アメリカの異常な収監の実態を示すために使われ始めた言葉に、「刑務所産業複合体」という言葉があります。実は、歴史的に見れば、近年のアメリカにおける囚人数の急激な増加というのは、犯罪の増減にはまったく関係がないのです。1980年に25万人程度だった囚人数は、以後20年で200万人超に急増しましたが、2000年代を通じて暴力犯罪率にはあまり変化はありませんでした。アメリカでは、1970年代には10万人あたりの収監率は110人でしたが、1990年代には445人に、2006年には737人に増えています。囚人だけでなく執行猶予や仮釈放なども含めれば、2008年にはアメリカで約700万人が懲罰的な監視のもとに置かれています。

アメリカでは、人種や性別によって収監される確率が異なります。あなたが男性なら、生涯を通して収監される可能性は9人に1人で、女性なら56人に1人です。しかし、白人の男性ならばそれは17人に1人であるのに対し、アフリカ系アメリカ人の男性なら3人に1人、ラテン系アメリカ人の男性なら6人に1人になります。また、白人の女性ならば111人に1人であるのに対し、アフリカ系アメリカ人の女性なら18人に1人、ラテン系アメリカ人の女性なら45人に1人です⁴。

また、精神病院の減少と刑務所の増加には関係がある

とされています。1930年代、精神病院の入院患者は10万人あたり500人以上であったのに対して、囚人は200人ほどでした。しかし、精神病院の入院患者率が減少するにつれ、囚人の割合は急増し、1970年代にそれが逆転します。2000年では、囚人の割合は10万人あたり800人超であるのに対して、精神病院の入院患者率は50人ほどです⁵。つまり、以前は精神病院に入院していた人々が、現在では刑務所に収監されているということなのです。

膨大な数の人々を投獄することによって起こる結果の1つは、投票権のはく奪です⁶。収監されている間だけでなく、刑期を終えて出所後も、投票権が奪われてしまうのです。これをアフリカ系アメリカ人に限定して見てみますと、フロリダ、ヴァージニア、ケンタッキー、テネシー州では、アフリカ系アメリカ人の成人のうち20%以上が、犯罪を犯したことにより、刑期を終えていても、投票することができませんでした。近年の大統領選挙において、フロリダ州はその結果を左右する非常に重要な州であったにもかかわらず、アフリカ系だけでなく、多くの人々が犯罪者である、あるいはかつてそうであったという理由で投票権を奪われていたのです。

大量投獄の社会的背景

どのようにして、こうしたことが起こったのでしょうか？次に、大量投獄が起こるようになった社会的背景を、1960年代から現在までの歴史との関係から簡単にお話しします。これまでお話ししたように、20世紀の大半を通して、有罪判決を受けたアメリカ人の収監率は驚くべきことにあまり変化がありませんでした。刑務所の数が急激に増え始めたのは、1950年代、60年代、70年代の公民権運動やそれに伴う社会の混乱が起きてからのことです。1960年代、保守派の人々は、非暴力的な市民的不服従を無法状態と同一視し、抗議運動を犯罪とみなし始めました。混乱していたこの時代に登場した、急進的なアフリカ系アメリカ人の団体ブラックパンサーは自衛のための武装を主張し、銃の所持を規制しようとしたカリフォルニア州政府に抗議しました。第2次フェミニズム運動とともに、性的マイノリティの権利と尊厳を訴えたプライド・パレードが始まりました。1968年シカゴで行われた民主党大会で起こった暴動では、多数の人々が逮捕されました。1970年、オハイオ州のケント州立大学では、平和的な抗議活動を行っていた学生たちに州兵が発砲し、数名が命を落としました。州政府は兵士を動員することによって、学生たちの抗議

を封じ込めようとし、1969年カリフォルニア大学バークレー校のキャンパスにも大量の武装兵士が動員されました。混乱を鎮めるために、街に武装した兵士が戦車とともに現れるようになりました。

この時代における経済的要因もまた重要です。1960年代のアメリカでは、製造業が工場を海外に移転させる脱工業化が起きました。例えば、アメリカの代表的な工業地帯だったミシガン州デトロイト市の工場跡地は廃墟になりました⁷。脱工業化によって失業者が増加し、社会的・経済的不平等が問題となる中、メディアは貧しい人々を悪者に仕立て上げました。失業を繰り返す人々を指す呼び方として、低所得者層のさらに下層を意味する「アンダークラス (The Underclass)」という言葉が生まれ、こうした人々はたいてい非白人であるという思い込みが広がりました。

保守派の指導者によって唱えられた「法と秩序 (Law and Order)」という言葉はこのころから広がり始めました。それは、公民権運動とリベラルな社会福祉政策のせいで、犯罪が増加したと非難する、恐怖をあおるレトリックです。明らかな人種差別的表現はなくなりましたが、それに代わって、「街中での犯罪 (Crime in the Streets)」のような一見中立的な言語が使われるようになりました。刑務所の増加は社会への不安に対する常識的な対応であるという考え方が強調されるようになりました。保守派政治家は、刑務所や社会福祉政策の根幹にあった更生や社会復帰という理想を否定し、特に非白人を標的とした封じ込め戦略を推し進めました。

1980年代と1990年代にはもう1つの大きな変化がありました。リチャード・ニクソン政権で始まり、ロナルド・レーガン政権で拡大し、ビル・クリントン政権が継続した「薬物戦争 (War on Drugs)」です。この時期、薬物中毒者の数に変化はありませんでしたが、政府は薬物犯罪対策のための予算を大幅に増加させました。薬物戦争は民主・共和の両党から熱心に支持され、政府から大きな予算を与えられる中で、薬物犯罪者に対する懲罰が厳格化されました。これによって、囚人の数は急激に増加し、特に人種的マイノリティに大きな影響を与えました。

近年の刑務所環境とインサイドアウト・プログラムの意義

80年代以降、終身刑の受刑者数が急激に増大しました。1984年には3万4,000人でしたが、2012年にはその数は15万人以上にのぼりました⁸。このような終身刑の急増は、恐怖と怒りに基づく政治が、犯罪に対す

る厳罰化 (tough on crime) 政策を推し進めたためです。所持していたドラッグの量に応じて懲役年数が自動的に決定される制度が導入され、軽微な薬物犯罪であっても厳しい刑罰が科されるようになりました。犯罪に対して厳しく対応するべきだという考え方が一般的になるにつれて、刑務所の環境は受刑者にとってますます厳しいものとなり、「スーパーマックス (supermax)」と呼ばれる最高レベルの警備システムを持つ刑務所が作られるようになりました。こうした「スーパーマックス」の刑務所では、受刑者は食事の時間以外は毎日23時間を独房で過ごし、外部との面会も許されません。近年こうした刑務所が、過疎地に隔離されて建設されています。受刑者は集団セラピーを受けることも許されていますが、凶悪な犯罪者であるという理由から檻に入れられたままでセラピーを受けています。こうした中、受刑者の教育や更生を支援するプログラムは消え始めました。例えば、1990年代までは連邦政府によって、2万7,000人の受刑者に対して、約350の大学卒業資格を与えるプログラムがありましたが、現在は予算が削減されたため、プログラムの数はたった12です。

このような状況において、インサイドアウト・プログラムを通して、大学レベルの教育を提供することは、受刑者の健全な生活にとって非常に重要です。彼らに対して良い精神的刺激を与えるために、また、釈放後の将来のためのスキルを身に付けるためにも重要です。とは言っても、インサイドアウト・プログラムは、終身刑で釈放の見込みがない受刑者が多数いる刑務所でも広がっています。

ルイス・アンド・クラーク大学のプログラム

私の教えるルイス・アンド・クラーク大学では、学生たちを連れてポートランド市にある、コロンビア・リバー刑務所でプログラムを行います。学生たちのほとんどはプログラムに参加するまで、この刑務所のことを知りま



せんでした。それほど刑務所という存在は、社会的に地理的に隔離されているのです⁹。

インサイドアウト・プログラムは教育の中身以上のものを提供します。このプログラムは受刑者とそうではない学生との対話と共同作業を中心とした、「変形学習 (transformative learning)」です¹⁰。私たちは単に教育や情報を受刑者に与えるのではなく、むしろ受刑者と外の世界を隔てている壁を通して絆をつくることによって、ステレオタイプを壊し、自身の信念を問いただし、共感をはぐくみ、きわめて民主的な教室においてお互いから学びます。この教室では教師が中心になるのではなく、すべての学生が平等なのです。こうした点を非常に重視するのは、私たちの刑務所制度に対する過剰な依存は、私たち「外の人」にとって刑務所は見えない存在であることや、受刑者は凶悪な人々だという思い込みに起因するからです。

インサイドアウト・プログラムの授業ではどんな内容のものでも可能です。映画、ロシア文学、哲学などがありますが、私の授業では、植民地期から現在までのアメリカにおける犯罪と刑罰の歴史を取り上げます。この授業では、様々な手段で、バランスをとりながら知識を得るということを実践しました。それは、個人的な経験を重視するだけでなく、時間による変化や継続性を踏まえつつ、歴史家の批判的な見方やより広い社会的力学や構造を理解しながら、知識を得るということです。私たち「外の人」は、刑事司法制度に最も影響を受けている人々、つまり受刑者と深く関わり合うことによって、刑事司法が抱える問題を新しい視点から捉えます。そうすることによって、より公正な社会をつくるために必要な知識を備えることができるのです。一方で、受刑者の学生たちは、この授業を通して、自身の人生経験をより大きな社会的文脈の中で考える機会を与えられます。彼らは、刑務所にいる自身の人生を形成する歴史や経済、思想や政策を理解するようになるのです。この授業は、刑務所の内・外を含むすべての学生に、自分自身が社会を変える力になれることを認識させ、私たちを取りまく神話やステレオタイプを打ち破る助けになります。

では、このクラスの実際の様子はどうのようなかお話ししましょう。このクラスは15人の大学生、いわゆる「外」の学生と、15人の受刑者、「中」の学生で構成されています。私たちは週に1回3時間、ポートランドにある刑務所で会います。授業の際には、「中」の学生と「外」の学生が隣同士になるように輪になって座ることによって、同じ1つのコミュニティであるという意識がすぐに生まれます。学期を通して、私たちは歴史

的文献と学生の個人的体験をつなげながら、現代アメリカの刑務所の歴史をたどります。授業で扱うトピックは、監獄の誕生や、刑務所におけるジェンダーの問題、刑務作業、刑務所の改革の可能性などです。これは対話を重視した平等主義に基づく授業ですから、ほとんどのことは小さなグループに分かれたディスカッションで行われます。授業の始めと終わりには毎回輪になり、クラスで起こったことに対する学生たちの反応を確かめる時間をつくります。

芸術プロジェクトー演劇で締めくくる授業ー

私のクラスでは、普通、学期の終わりに、グループで芸術プロジェクトを行います。人間の経験を記述し表現するための方法を模索するために、こうした学際的アプローチはこの授業のミッションに適しています。今年、私は助成金を得て、学生が脚本を書いた演劇で授業を締めくくるプロジェクトを行いました。これは「ディヴァイズド・シアター (devised theatre)」と呼ばれるプロセスなのですが¹¹、学期末に「クラスルーム4 (classroom 4)」というタイトルの演劇を、受刑者もそうでない人も含めた、刑務所内の人々を観客に行いました。私の同僚で舞台芸術学を専門としているレベッカ・リングフェルター (Rebecca Lingafelter) が共同研究者として、学期を通してこの授業に参加し、最後の演劇を創作しリハーサルまでを手伝ってくれました。歴史と演劇は両方とも物語を伝えるものであるため、この授業にとって演劇は自然と相性が良いのです。歴史も演劇も登場人物や語りを通して人間の状況を表現し、時間や場所を越えて反響するものです。しばしば歴史学は抑圧され語られてこなかった声を増幅することを目指し、演劇は文字通り人々の声を用いるものです。この演劇プロジェクトは、実際の経験の特異性に敬意をはらうとともに、私たちに共通する人間性に根差した、普遍的なテーマを持つものです。

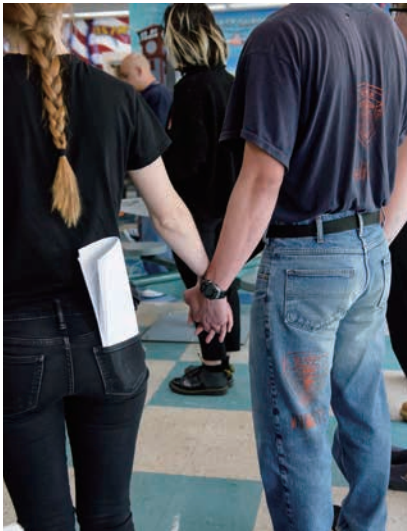
この演劇では、学生たちが書いた個人的な独白や詩をちりばめながら、刑務所制度の歴史を探ります。例えば、人種隔離政策があったころのアメリカ南部における刑務作業の歴史のシーンの後、ある受刑者の学生が、フロリダの灼熱の太陽のもと、刑務作業に従事した自分自身の経験を語るシーンがあります。中世に行われた公の場での拷問や、内省と更生の機会を与える場としての刑務所の発展を描いたシーンの後、受刑者の学生が、独房での辛い経験や自分の子供たちと一緒にいることができない苦痛についての詩を朗読します。舞台は大学生の1人が授業の中で投げかけた、こんな問いで幕を閉じま

す。「傷ついたものをいやすための懲罰を、正義は常に必要としているのだろうか？」

アメリカの監獄は、生産的な教育プロセスに必要とされるものと正反対のものです。監獄は物理的にもレトリック的にも「自由な世界」から孤立させられています。アメリカでは、刑務所とは規制、セキュリティ、コントロールを重視するように設計されており、知識を求め、個人の成長をうたう思想や表現の自由を重視していません。刑務所にいる学生にとって、授業は彼らが完全に人間であると感じられる唯一の場所です。自分の声に誰かが耳をかたむけてくれる、知的な刺激を受け、自らが置かれた状況を堂々と批判することのできる、泣き、笑うことができる唯一の場所でもあります。

学期末の「お別れ」

インサイドアウト・プログラムに参加する大学生たちは、上下青い服を着ている受刑者と区別できるように、刑務所内では青い服を着ないよう指示されます。ですが、この授業の最後に、大学生たち全員が受刑者との団結心を表すために黒い服を着ました。学期末になって授業が終了した後は、大学生たちは受刑者の学生に「お別れ」を言います。インサイドアウト・プログラムの規則と



して、セキュリティ上、授業終了後、大学生たちが受刑者の学生と再び会うことは禁止されています。この刑務所にいる受刑者たちは、最終的には釈放されるので、釈放後に会って、恋愛関係になったり、犯罪を共謀

したりするようなことが起こりかねません。それを防ぐために、授業を通して、大学生たちは受刑者の学生に自分のフルネームを含めた個人情報をお知らせすることは禁止されています。ですから、最後の授業は本当の意味での「お別れ」なのです。

こうした受刑者の学生との出会いは、刑務所の外にいる私たちをもより人間らしく感じさせてくれます。人種、年齢、階級、社会的状況の違いを越えてつながること、

これこそがリベラルアーツ、教養教育が目指すものなのですが、これは、私たちに人間性に満ちたコミュニティをもたらし、私たちを閉じ込めている壁を打ち破ることを必要とします。このクラスは、すべての学生が境界を越えて交流し、多様性に満ちた社会において民主的な市民性に欠かせない思いやりと批判的思考力をはぐくむ手助けになるのです。

受講した大学生の反応

最後にこのインサイドアウト・プログラムに参加した、学生からの反応を紹介します。これはルイス・アンド・クラーク大学の大学生が書いたものです。

この授業を受講したのは、私の大学生活を外の世界と直接つなぎ、この国を形成してきた醜悪な歴史の現実直面する機会になると思ったからです。この授業でのユニークなコミュニティをつくる機会には私にとって最も意義深いものであり、将来への希望を与えてくれました。時には、誰かの心を傷つけてしまうような難しい議論もありましたが、最もよく覚えているのは楽しい時間や友情のほうです。学期を通して、私たちの社会がどのように階級や人種、教育レベルなどによって私たちを隔離してきたのかということを知りました。私たちの中には文字通り壁や鉄条網で隔離されている人もいます。しかし、この授業の根幹にある素晴らしい点は、こうした境界を越えて、単純にともに学ぶ機会にあります。“classroom 4”においては、私たちはみなただの学生です。この授業は、より良い世界をつくるためには、思いやりや共感、更生の機会がどれほど重要かを教えてくれました。私たちはみな、世界を変え、より良い自分になり、困難に勇敢に立ちむかうことのできる大きな潜在力を持っています。自分の犯した間違いによって自身を定義されるべきではありません。

受講した受刑者学生の反応

次に、インサイドアウト・プログラムを受講した、受刑者の学生の1人・ベンが書いた文章を紹介します。ベンは22年間刑務所で過ごしましたが、来年4月に釈放されることになっています。

悲しいことに、私たちがともに過ごす時間は終わってしまいました。ともに学び、コミュニティをつくるのが最も敬遠される刑務所という場所で、それができるといのは不思議なことです。たいていの人がこんな魔法

のような経験は決して起きないだろうと想像するような場所で、私たちは多くの手段で自分たち自身の世界をつくってきました。私たち受刑者が刑務所というこの空間を出たいと強く願う一方、あなたたち外にいる学生みんなが授業を受けるために刑務所の中に入りたいと思っています。このような私たちの意思は、これまでになかった世界、ともに生きる世界をつくるのが可能なのだということを示しています。私たちがともに過ごした時間は本当の意味では終わっていません。私たちがつくったこの世界は決して一時的なものではないのです。私たちはこの世界を刑務所のドアの向こうへと持って行きます。あなたたち外の学生が私たち受刑者を人間として扱ってくれたことを思い出し、あなたたちの表情や言葉を心に刻みながら、私たちは刑務所の中で他の受刑者に助言し続けます。あなたたちは、自分たちがどのように交流し、愛し、投票し、権力と向き合うか考えながら社会をつくってください。私たちが共有したことは他の誰も奪うことができず、私たちがそれをほかの人と再びつくり上げることを誰も止めることはできないのです。熟考の末の創造的実践こそが、まさに刑務所の根幹を少しずつ変えていくのです。叫んだり抗議したりすることで、この監獄国家を変えることはできません。私たちはこの授業で実践したことと同様のものをつくらなければなりません。このような素晴らしい人々とインサイドアウト・プログラムの授業に参加できたのは特権でした。私は22年間刑務所にいますが、あなたたちに会って初めてこんな魔法のような素晴らしいものをつくり出すことができました。私の刑期はようやく残り1年になり、初めて私はこれが刑務所での私の最後の春、最後の夏、最後の誕生日だと言うことができます。そして間もなく私が釈放された後には、すべてが私にとって初めてのことになるでしょう。あなたたちみんなの親切、創造性、ここにいてくれたことに感謝します。刑務所での最後の時間を過ごすのにこれほど素晴らしい方法はなかったでしょう。

おわりに

インサイドアウト・プログラムの授業は分析の場であり、歴史の発見の場であり、極めて複雑で繊細な問題をどう考えるかを学ぶ場です。しかし、それはまたコミュニティでもあり、正義、思いやりを実践する方法でもあります。授業の参加者すべての知的かつ精神的成長を促すことが私の願いです。私たちは理性的な思考を実践するだけでなく、最も傷つきやすい私たちの仲間、つまり受刑者とともに生きる方法や、理想的な世界をつくるた

めの方法を理解しようとしています。こころと身体を1つにして、刑務所の外と中にいる人々を1つにすることを実践する。それによって私たちはみな、より健全で、より自由になることができます。

¹ Michelle Ye Hee Lee, “Yes, U.S. locks people up at a higher rate than any other country,” *Washington Post*, July 7, 2015. <https://www.washingtonpost.com/news/fact-checker/wp/2015/07/07/yes-u-s-locks-people-up-at-a-higher-rate-than-any-other-country/> (以降すべてのウェブサイトは2019年12月17日閲覧)

² “Prisoners 1925-81,” *Bulletin*, Bureau of Justice Statistics, U.S. Department of Justice, December 1982, <https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/p2581.pdf>; Danielle Kaeble, et al., “Correctional Populations in the United States, 2014,” *Bulletin*, December 2015. <https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/cpus14.pdf>

³ “States of Incarceration: The Global Context,” Prison Policy Initiative, <https://www.prisonpolicy.org/global/>

⁴ “Criminal Justice Facts,” The Sentencing Project, <https://www.sentencingproject.org/criminal-justice-facts/>

⁵ Bernard E. Harcourt, *The Illusion of Free Markets: Punishment and the Myth of Natural Order* (Cambridge: Harvard University Press, 2011).

⁶ Christopher Uggen, et al., “6 Million Lost Voters: State-Level Estimates of Felony Disenfranchisement, 2016,” The Sentencing Project, October 6, 2016, <https://www.sentencingproject.org/publications/6-million-lost-voters-state-level-estimates-felony-disenfranchisement-2016/>

⁷ 写真家 Andrew Moore および Camilo Jose Vergara のウェブサイトで、それぞれデトロイトを参照。 <https://www.andrewlmoore.com/detroit.php>; <https://www.camilojosevergara.com>

⁸ Ashley Nellis, “Life Goes On: The Historic Rise in Life Sentences in America,” The Sentencing Project, 2013, p.5, <https://www.sentencingproject.org/wp-content/uploads/2015/12/Life-Goes-On.pdf>

⁹ ヒリアー氏のインサイド・アウトプログラムについての詳細は、以下のウェブサイトも参照。Romel Hernandez, “Inside-Out,” *The Chronicle Magazine*, Lewis & Clark College, Fall 2019, <https://www.lclark.edu/live/news/42196-inside-out>

¹⁰ 訳注：変形学習とは、これまでの理解の前提になっていたものを批判的に分析したりすることによって、自身の世界観を転換させる学習理論。

¹¹ 訳注：ディヴァイズド・シアターとは、「ワークショップを通じて参加者の経験や知識、アイデアを出し合い、ゼロから作品を作っていく」コラボレーション演劇の方法の一つである。プロの演技者による高い芸術性よりも、訓練を受けていない演技者により、当事者性や共感を引き出すことを重視する。「国境を越える舞台芸術——移動するアーティストと変化する舞台表現 日米現代演劇・パフォーマンス研究、内野儀氏インタビュー」『SYNODOS』2017年9月1日、<https://synodos.jp/culture/20186>

《海外短信》

NADCP (ドラッグ・コート専門家会議) レポート

丸山 泰弘 (立正大学・UC Berkeley)

2019年7月13日から17日にかけて、ワシントンD.C.のナショナル・ハーバーにおいて「National Association of Drug Court Professionals: NADCP」が開催された¹。これは「ドラッグ・コート専門家会議」と呼ばれる学会・会議で、1994年から毎年開催されている。全米から5000人ほどの参加者で会場が一杯になる。日本人としては最多の出席を誇るアパリの尾田真氏とともに、筆者は継続的に出席している数少ない日本人の1人であろうと思われる。(そもそも過去の大会で尾田さん以外の日本人に出会ったことはない)。



海辺の近くに人工的に作られた街にそびえ立つ会場

ドラッグ・コートをはじめとした問題解決型裁判所の関連プログラムが全米において約3,000を超えて運用されているために、NADCPはそれらのトレーニングの充実・メンバーシップの確保、そして組織体系維持のために行われている専門家会議である。後述の10の鍵概念の元に行われる全米の問題解決型裁判所であるが、それぞれの法廷で問題や悩みを抱えていることを相談し合い、新たなデータを共有し合い、そして研究チームが理論的な問題解決型裁判所の意義を報告し合ったりと幅広い内容で行われている。ただでさえ全米に急速に拡大されたうえに、多種多様な運営がなされている法廷が多いため、ただ監視目的の運用に走ってしまい、再犯を増やしてしまう法廷であったり、ただコストの問題から迅速に処理をするためだけに運用されていた法廷も多く存在していた。そのため、下記の10の鍵概念を生み出し、

それぞれの運用方法は異なろうとも、各法廷が軸として守る概念としたのである。これを生み出したことからわかるように、暴走したり低迷することがないように、年に1回確認し合い懇親を深めることがNADCPの目的の1つとされている。

ドラッグ・コートのための10の鍵概念 (10 Key Components)²

1. ドラッグ・コートは、アルコールとその他のドラッグのトリートメント・サービスを刑事司法手続と結合させる。	1. Drug Courts integrate alcohol and other drug treatment services with justice system case processing.
2. 対審構造にせず、検察官と弁護人は、憲法が要請する適正手続とドラッグ・コートの参加者の憲法的保障を遵守しながら、公共の安全を促進する。	2. Using a non-adversarial approach, prosecution and defense counsel promote public safety while protecting participants' due process rights.
3. 可能な限り早期にドラッグ・コートへの参加適合とみなされ、識別されれば、迅速にドラッグ・コートのプログラムに参加させられる。	3. Eligible participants are identified early and promptly placed in the drug court program.
4. ドラッグ・コートは、アルコールやドラッグ、さらにその関連犯罪に対しトリートメントおよび社会復帰に向けたサービスへのアクセスを提供する。	4. Drug courts provide access to a continuum of alcohol, drug and other related treatment and rehabilitation services.
5. アルコールおよびドラッグのクリーン状態は、頻繁に行われる薬物テストによってモニタリングされる。	5. Abstinence is monitored by frequent alcohol and other drug testing.

6. 調整された薬物戦略が、参加者に対しドラッグ・コートの影響を与えることができる。	6. A coordinated strategy governs drug court responses to participants compliance.
7. 個々の参加者と裁判所の間で繰り返される相互作用が重要である。	7. Ongoing judicial interaction with each drug court participant is essential.
8. モニタリングとそれに対する評価こそが、プログラムの達成度とその有効性を測定することができる。	8. Monitoring and evaluation measure the achievement of program goals and gauge effectiveness.
9. 学際的な教育を継続することが、ドラッグ・コートの立案、実行、および運営を効果的に促進させる。	9. Continuing interdisciplinary education promotes effective drug court planning, implementation, and operations.
10. 公的機関、地域社会に根ざした組織間の協力関係を強化することが、その地域での支援を生み、ドラッグ・コートの有効性を強化する。	10. Forging partnerships among drug courts, public agencies, and community-based organizations generates local support and enhances drug court effectiveness.

2019年は、ドラッグ・コートが始まって30周年の記念大会であり、さらにNADCPが始まって25周年の年でもある。そのために特別なイベントなどが開催されるかと期待をしていたが、そういったこともなくいつも通りの大会であるような印象であった³。ただし、報告としては（個人的には）30周年にふさわしい興味深いものがあつたので、それについては後述したい。

会議であるとしたものの、内容は学会規模で学術的な内容も取り扱われ、現場の司法専門ソーシャル・ワーカーから裁判官、検察官や問題解決型裁判所を研究対象としている大学の研究者までもが異種格闘技戦のように議論を展開している。そのセッションの数は同時に20～30も開かれており、1日で見れば120～150ほどのセッションが行われる大規模なものとなっている。また、AAやNAなどのミーティングも開催されており、ピアのスタッフのためのイベントにもなっている。

数多くのセッションが開かれているため、身体1つで出席できるものも限定されておりすべてを紹介することができないが、個人的に30周年にふさわしい



別稿でもご紹介した Peggy Hora 氏は裁判官に向けたレクチャーを行っている。

と思えたセッションを1つ紹介したい。それは、7月16日の午前に行われた「Is Treatment Court Harm Reduction?」のセッションである。メイン会場でもない部屋で開催されたものであったが、なんと Ethan Nadelmann が NADCP にゲストとして呼ばれてパネリストとして登壇していたのである。イーサンって誰？という読者も多いかと思われる。むしろ、筆者がマニアック過ぎると言われればその通りである。イーサンは、全米最大の薬物合法化活動団体である Drug Policy Alliance (DPA)⁴の創始者であり、自身も2000年から17年間ディレクターを務めあげ、世界中に薬物非刑罰化のムーブメントを起こしている有名なアクティビストである⁵。筆者自身はDPAが開催している Drug Reform Conference にも複数回出席しておりイーサンとは何度か話したことがある。

とくに、DPAはドラッグ・コートの不利益や矛盾を指摘し、合法化こそが薬物戦争を終結できると主張している団体であつて、言うなれば、ドラッグ・コートとDPAは水と油のような存在である⁶。そのイーサンがゲスト・スピーカーとしてパネル・ディスカッションに出席し、ドラッグ・コート支持者たちと討論を行っていた。当然に、ドラッグ・コートも従来の厳罰化の流れからは「ハーム・リダクション」として害悪の減少に努めているようにも見える。そのため、今回の討論では、お互いの立場の違いを理解し協力できるところは協力し合つて、War on Drugsを終結させようというところで落としどころを見つけるのだと思って話を聴いていた。実際に、NADCPのブレインとして活躍しているNADCPの科学・法律・政策部門のチーフを務める Douglas B. Marlowe は、過去の別の大会でドラッグ・コートが役立つ場面とそうでない場面があり、とくにハ



Ethan Nadelmann と筆者（NADCP 会場にて）

イリスクでハイニーズのクライアントには問題解決型裁判所の関わりが1番適しているとし、その住み分けを主張していた。

しかし、このセッションでのイーサンは、そういった落とし所ではなくドラッグ・コート制度での限界について熱弁を行った。会場は当然に騒然とする場面もあったが、やはり住み分けが必要であろうということで会場のトーンは落ち着き、セッションは終わった。正直に個人的な感想を述べれば、彼を迎えて立ち向かうには同時刻に別のメイン会場で講演を行っていたNADCPのブレインであるMarloweをもって迎え討って欲しいな、と思っていたものである。イーサンをゲストとして招聘したNADCPについても、おそらく四面楚歌の状態になるにもかかわらず、引き受けた彼にも拍手を送りたい。いずれにしてもアメリカの薬物政策を取り巻く状況は大きな変革期にあることは間違いない。

⁵ 彼の Ted Talk “Why we need to end the War on Drugs” は TED の公式ページだけでも約 200 万回の視聴がなされている。
https://www.ted.com/talks/ethan_nadelmann_why_we_need_to_end_the_war_on_drugs (2019 年 9 月 30 日最終閲覧)

⁶ このアメリカにおける薬物政策の動向については、丸山泰弘「アメリカ合衆国～過去、現在、未来～」石塚伸一編著『薬物政策への新たななる挑戦～日本版ドラッグ・コートを越えて～』（日本評論社、2013 年）を参照されたい。

¹ NADCP:ドラッグ・コート専門家会議のウェブページ <http://www.nadcp.org> (2019 年 9 月 30 日最終閲覧)

² 丸山泰弘「ドラッグ・コートと治療的司法の展開と課題～問題解決型裁判所が目指す『再犯防止』とは何か～」指宿信監修『治療的司法の実践～更生を見据えた刑事弁護のために～』（第一法規、2018 年）435 頁より転載。

³ 学会の内容についてもウェブで公開されている。2019 年の内容は以下を参照されたい。
http://nadcpconference.org/wp-content/uploads/2019/06/NADCP_RISE19_program_FINAL.pdf (2019 年 9 月 30 日最終閲覧)

⁴ <http://www.drugpolicy.org> (2019 年 9 月 30 日最終閲覧)

《海外短信》

A Letter from Berkeley

丸山 泰弘 (立正大学・UC Berkeley)

私は2018年8月から約2年間の特別研修の資格を得て、カリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley) のロー・スクールに所属する研究施設「Center for the Study of Law and Society」の客員研究員となっている。この間、成城大学治療的司法研究センターの研究員としての役割が果たせないことに心苦しい思いもあったが、せめて本便りにおいてアメリカの治療的司法の現場の様子をお伝えすることで、その役割を果たしたい¹。



UC Berkeley の School of Law。晴天の碧さが似合うビルディングになっている。

まず本稿の目的である治療的司法の現場の話をする前に、簡単に大学での研究の環境について触れておきたい。幸運が重なり、所属する Center 内に個人の Office を与えていただいた。基本的にはその部屋で過ごしているのだが、学期中はロー・スクールの授業にもいくつか参加させていただいている。こちらのロー・スクールの授業で感じたことは、日本の法科大学院と比較して司法試験に関連しない授業も数多く存在しているということである。こちらのロー・スクールは、アカデミアを目指す日本式の通常の大学院としての機能もあるが、司法試験の受験資格のための授業も存在している。もちろん試験に関する授業やニューヨーク州の司法試験などの受験資格を得るために必修科目となっているものも存在しているが、私が出席した授業は「偏見による刑法の運用」であったり、「マリファナ法」といったような直接には司

法試験に関係のないものであった。特に、前者の授業では薬物犯罪を取り巻く法律やポルノ規制、売春等に関する法規制について取り扱い、ハート・デヴリン論争²まで遡って議論を行った。また、マリファナ法の授業では、実際に合法化に向けた活動を世界中で行っている Drug Policy Alliance の法律部門のスタッフが講師と呼ばれ、カリフォルニアの州法を中心に各地の合法化に向けた活動や法律問題について講義と議論が行われた。特に、これらの授業ではLLM生の姿はあまり見かけなかったが、その代わりにアメリカの大学院生で占められるJD³の学生たちと過ごすことが多く、試験勉強だけに捉われない自由なスタイルが印象深かった。

その中で、毎回私の隣で気にかけて座ってくれていたJDの学生は、卒業後に社会的弱者を救済するNGOに入り社会活動を中心に生活をすると言っていた。言わずもがな、バークレーのロー・スクールはT14と呼ばれるアメリカでもトップクラスのロー・スクールの1つでもある⁴。ここを卒業するというだけでも多くの大手ロー・ファームや会社から引く手数多であると予想されるが、彼のような学生が活動できる土台があることと、挑戦ができる社会であることに驚いたことを記憶している。



ペギー・ホラ氏と筆者。世界で2番目 (カリフォルニア州では初めて) のドラッグ・コート設立に関わり、ドラッグ・コート裁判官を引退後も世界中に治療的司法の実践について講演をして回っている。2003年以降「日本の息子」として様々な場面で助けていただいている。公私ともに大変お世話になっている。

さて、以上のような大学での生活とは別に、毎週欠かさず行っていることがある。それはOaklandにあるSuperior Courtに通い、ドラッグ・コートをはじめとする問題解決型裁判所に参加することである⁵。約17年前にサンフランシスコで出会って以来、本当の息子のように可愛がってくれている元ドラッグ・コート裁判官のペギー・ホラ氏にご紹介いただき、問題解決型裁判所のスタッフ・ミーティングや審理においても法廷内で他のスタッフと同じように参加させていただいている。私が参加しているのは、メンタル・ヘルス・コートの一種であるBehavioral Health Court⁶と薬物犯罪専門のドラッグ・コートである。また、別の機会でつながりを持ったSonoma Countyにある酩酊運転裁判所(Driving Under the Influence Court)にも1か月ほどスタッフとともに参加させていただいた。これらの裁判所は、治療的司法のマインドに基づいて、逮捕・裁判をきっかけに司法が介入することとなったが、クライアントが根本に抱えている生きづらさを解消することで更なる逸脱行為(違法・合法を含む)を防ぐために活動している。そのため、伝統的な裁判所の運営とは異なり、法曹三者以外の活躍が必要不可欠なものとなっている。問題解決型裁判所の多くは、週に1回の半日ほどで30人ほど(多いときは50名ほど)の審理を行う。それらを可能にしているのは、法廷内外で活動している司法専門のソーシャル・ワーカーがアセスメントを行い、経過の報告を行い、裁判の前に1~2時間ほどかけて行われるミーティングにおいてスタッフ全員が今後のクライアントの回復についての話し合いである。

一般的なドラッグ・コートに関する考察や説明は別の機会に委ねて⁷、最後に、私が研修を行っているアラメダ郡にあるドラッグ・コートの説明をして本報告を締めたいと思う。全米に約3,000以上存在する問題解決型裁判所であるが、ここでは主に答弁前(Pre-Plea)の期間に行われ、4つのフレーズに分けられている⁸。第1フレーズは、約1か月をかけて、毎週2回の尿検査と3回のトリートメントプログラムへの参加、そしてケース・マネージャーとの面接などが課される。第2フレーズは、第1フレーズにおいて30日以上にわたり尿検査で陰性反応であった場合に進むことができ、裁判所には2週間おきに出廷が求められる。また、第1フレーズと同じく週に2回の尿検査と回復プログラムへの参加、そしてケース・マネージャーとの面談が行われる。第3フレーズはさらに少なくとも30日の陰性反応であった場合に進むことができ、就職や住居のサービスなども併せて行われる。第4フレーズでは、頻繁に裁判所に呼

び出されることはなく、予後の経過の確認が行われる。その後、6か月にわたるアフターケアが行われる。これが1つのサイクルとなっている。多くのドラッグ・コートでは薬物の再使用や不出頭について、いくつかのサンクションも用意されている。一般的なドラッグ・コートでは、他のクライアントの審理も観察するように命じられたり、1日中ドラッグ・コートのセッションを観察し、回復していく人と立ち止まっている人の違いについて観るように命じられたりする。アラメダ郡のドラッグ・コートでは、こういったサンクションは利用されず、各自のフレーズでの進行が止まることがサンクションとして運用されている。何よりも重要なことは、違法薬物の再使用があったり、尿検査を拒否することなどが、日本のように即刑事罰として再収容の対象とはならない点であろう。また、私は全米各地で修了式を見学してきたが、ここでの修了式も一風変わったものである。裁判官をはじめとして、全員が順番に祈りを込めてメダルを手渡していき、最終的に卒業していくクライアントに手渡される。私は、すでにここで5名ほどの卒業生たちを見送っている。

ここで感じることは、被告人を含め、すべての関係者がそれぞれの役割を尊敬し、協働でより良い結果を得るために協力し合っているということである。



修了式で手渡される記念メダル。裁判官から始まり、スタッフ、傍聴席の全員が祈りを込めて手渡していき、最後に修了者に渡される。

¹ もちろん、「アメリカ合衆国」は各州や各市で大きく異なる運用もあるために、私が滞在している限られた地域の現場の様子をお伝える。

² 1957年に英国で出された「The Wolfenden Report」は同性愛と売春を刑法で規制すべきか検討された。この報告書は社会的に反響を呼び、これらを契機としてオックスフォード大学教授で法哲学者のH.L.A. ハートと著名な裁判官であったP. デヴリン卿との間で行われた論争のことである。

³ LLMとは主に外国人留学生向けの1年のプログラムで外国で法学教育を受けた人のための専門性を高めるコースであり、カリフォルニア州やニューヨーク州などの受験資格が得られる。J.D.とはJuris Doctorの略で、3年間の期間をかけて法律の勉強を行う。日本のように法学部は存在しないために、法曹にな

りなければ、別の学部を卒業後にLSATのスコアを取得してロー・スクールに入らなければならない。JDは全州の受験資格を得られる。

⁴ T14 (ティー・フォーティーン) とは、アメリカ国内で評価の高い法科大学院 top14 校で、一般的には、これらのロー・スクールに入学し好成績を取ることで著名なロー・ファームに就職するのが有利であるとされる。

⁵ Alameda County にあるこれらの裁判所のことを彼らは Collaborative Court と呼んでいる。

⁶ BHC は、生じた犯罪が病気に起因するとされ、その被告人が精神疾患を患っていると判断された時に行われる。12～24か月の裁判所によるモニタリングを伴った地域社会での回復プログラムが行われる。

⁷ 丸山泰弘「ドラッグ・コートと治療的司法の展開と課題～問題解決型裁判所が目指す『再犯防止』とは何か～」指宿信監修『治療的司法の実践～更生を見据えた刑事弁護のために～』（第一法規、2018年）425～443頁。

⁸ これらについては、丸山泰弘「誰のための『再犯防止』か～『清く正しく生きる』ことが求められる時代に～」吉開多一＝小西暁和編『刑事政策の新たな潮流 [石川正興先生古稀祝賀論文集]』（成文堂、2019年）139～160頁。

治療的司法研究センター 2019年活動記録

- 1月10、25日 日弁連法務研究財団研修「情状弁護の質的向上を目指して」企画協力（於 仙台・福岡）
- 2月15日 第15回治療的司法研究会（於 キャンパスプラザ京都）
テーマ：「きょうと・しゃばネット」の活動を通じて
講師：林明奈氏（（公財）ソーシャルサービス協会ワークセンター・
京都市自立支援センター主任相談員）
- 3月9日 第34回法と精神医療学会（於 北海道大学）シンポジウム
「司法と医療の連携による更生支援型刑事司法を考える～治療的司法の観点から」企画
- 3月28日 「治療的司法ジャーナル」第2号刊行
- 6月4日 成城大学「刑事政策」公開授業
テーマ：The Inside-Out Prison Exchange Program
講師：Reiko Hillyer 教授（Lewis & Clark College）（*講演録を本号に収録）
- 6月21日 第16回治療的司法研究会（於 成城大学）
テーマ：窃盗症を理由に常習累犯性が否定された事例の紹介
講師：林大悟氏（弁護士・成城大学治療的司法研究センター客員研究員）
- 7月22日 第36回世界法と精神医療学会 TJトラックにて
「Current Movement of Rehabilitation Oriented Polity and Criticism in Japan」を開催（於ローマ）
- 10月10、17日、 成城大学学びの森「連続講座 罪を犯した人の立ち直りを考える」共催
11月14、21、28日 （*センターホームページに学生サポーターによる講座内容のレポートあり）
- 11月22日 第17回治療的司法研究会（於キャンパスプラザ京都）
テーマ：「アディクト」からまだ見ぬ自分へーダルクの人たちの学びに関する考察ー
講師：市川岳仁氏（三重ダルク代表）

センター長 指宿 信（成城大学法学部教授）

2020年1月 記

治療的司法ジャーナル論文執筆要綱

1. 執筆者

①国内の大学(短期大学を含む)、大学院の常勤および非常勤の教員、②博士前期課程および博士後期課程の在学者、③大学に所属する常勤の研究職(ポスドク等)、④法曹有資格者、⑤治療・回復・支援に関する職にある者(医療関係者、NPO職員、社会福祉関係者等)、⑥その他、編集委員会が適当と認めた者。

2. 執筆原稿の種類

未公開の①論説、②研究ノート(事例・症例報告を含む)、③判例研究、④翻訳、⑤講演録、⑥書評、⑦資料に限る。掲載順は、丸数字の順とする。但し、基調講演などを文字起こしした⑤講演録については、この限りでない。多重投稿を禁ずる。

3. 原稿の文字制限等

- (1) 邦語に限る。
- (2) 脚注等を含め、上記①論説および④翻訳は20,000字程度、その他の原稿は10,000字を上限とする。
- (3) 字数制限については、執筆者の申し出により、編集委員会が例外を認めることができる。
- (4) 翻訳権の取得は、執筆者の責任において行うものとする。

4. 原稿の体裁

- (1) 原稿は、MS wordに限る。A4用紙に40文字×36行を1頁とし、電子データを提出すること。
- (2) 原稿提出にあたっては、所定の応募用紙に、原稿の種類、氏名、題目(邦文および英文)、所属(所属機関および職位、所属大学院および学年・専攻等)、連絡先(電話番号、E-mailアドレス)を記入したうえで併せて提出すること。
- (3) 引用文献の表記について、編集委員会が編集段階で訂正・統一することがある。

5. 査読

- (1) 原稿の採否については、編集委員会において決定する。
- (2) 掲載にあたり、修正を要求する場合がある。要求に応じない場合は掲載しない。

6. 校正

校正は、原則として初校までとし、誤字脱字の訂正のみを行うものとする。ただし、大幅な変更、書き添え等を必要とする場合には、執筆者の申し出により、編集委員会がその可否を判断する。

7. 盗用・無断使用による責任

- (1) 執筆者は、執筆原稿が第三者である著作者の権利または他人の権利、もしくは名誉・プライバシー等を侵害していないことを確認し、所定の誓約書に署名のうえ、原稿とともに編集委員会に提出するものとする。
- (2) 執筆原稿により権利侵害等の法的紛争が生じ、当センターならびに第三者の権利を侵害した場合には、その一切の責任を執筆者が負うものとする。
- (3) 著作権違反の事実が確認された場合、当該原稿をジャーナルのコンテンツから削除する場合がある。

8. 発行回数

本誌は年2回、3月および9月に発行することを原則とする。

9. 締め切り

毎年6月末日、12月末日とする。

10. 提出先、問い合わせ先

成城大学治療的司法研究センターE-mail アドレス (rctj@seiyo.ac.jp) 宛に送信すること。

11. 公開の許諾

成城大学治療的司法研究センターホームページ内で電子ジャーナルとして公開する。執筆者は、電子ジャーナルによる著作物の公開に同意したものとする。

12. その他

- (1) 本要綱中の「編集委員会」とは、成城大学治療的司法研究センター内に設置した治療的司法ジャーナル編集委員会をいう。
- (2) 治療的司法ジャーナルは、編集委員会が本要綱に基づいて編集・公刊する。
- (3) 本要綱は、編集委員会の議を経て、改定する場合がある。
- (4) 著作権に関し、本要綱にない事項については、著作権法に拠るものとする。
- (5) 原稿料は無料とする。
- (6) 抜刷りの著者贈呈は行わない。

治療的司法ジャーナル編集委員会

2017年12月31日

執筆者一覧

島 亜紀 (中央大学研究開発機構機構助教・センター客員研究員)
レイコ・ヒリアー (米国ルイス・アンド・クラーク大学准教授)
佃 陽子 (成城大学法学部准教授)
丸山 泰弘 (立正大学法学部准教授)
指宿 信 (成城大学法学部教授・センター長)

編集後記

ようやく本ジャーナルも3号を迎えることができた。客員研究員としてこの1年、センターを支え続けてくれていた島研究員から米国刑務所における受刑者と学生の合同授業の試みについて力のこもった紹介論文を寄稿いただき、ヒリアー教授による成城大学における実践報告の講演録と合わせて「教育」が持っている更生へのチカラを再認識させる内容となっている。矯正当局にはわが国でもぜひこうした方向性を施策に取り入れることをご検討いただければ嬉しい。

治療的司法研究センターも2020年春には設立3年を迎える。昨年は初めて地域に向けた連続講座を開催するなど新たな試みも始めた。これまで法曹界や学界に向けた発信が主であったのだが、これからは少しずつ市民に向けた発信・還元を考えていきたい。

さて、世に「3号雑誌」という言葉がある。2017年の成城大学治療的司法研究センターの立ち上げに伴って刊行することとなった本ジャーナルも毎年1号ずつ発行し、ようやく今号で第3号となった。これからのジャーナルのミッションは、「3号」で終わることなく継続的な刊行によって学術の世界で「治療的司法」の理解を促し、具体的かつ実践的な司法観として普及させることであろう。今後は本ジャーナルのコンテンツも書誌情報データとして収録されていくと思われる。治療的司法に関わる、多くの熱いご投稿をお待ち申し上げている次第である。(MI)

2020年3月15日発行

治療的司法ジャーナル第3号

ISSN 2433-9229

編集・発行 治療的司法ジャーナル編集委員会
編集協力 大橋 鉄雄

〒157-8511

東京都世田谷区成城6-1-20

成城大学研究機構事務室内 治療的司法研究センター

*お問い合わせは、下記URLまで

<https://business.form-mailer.jp/fms/2a33e3a7114971>

Contents

Therapeutic Jurisprudence Journal No.3

Foreword

Foreword to the third volume

Makoto IBUSUKI

1

Article

Educational Programs Offered in Correctional Facilities in the United States: Focused on the Inside-Out Prison Exchange Program

Aki SHIMA

2

Lecture Text

Breaking Down the Prison Walls through Transformative Education: The Inside-Out Prison Exchange Program

Reiko HILLYER

translated by Yoko TSUKUDA

9

Report

A Report of NADCP

Yasuhiro MARUYAMA

16

A Letter from Berkeley

Yasuhiro MARUYAMA

19